令和5年度稅制改正大綱(第二)(抄)

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

令和4年12月16日 自 由 民 主 党 公 明 党

四 消費課稅

- 1 適格請求書等保存方式に係る見直し (国 税)
 - (2) <u>基準期間における課税売上高が1億円以下</u>又は<u>特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者</u>が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
 - 消費稅法基本通達

(支払対価の額の合計額が3万円未満の判定単位)

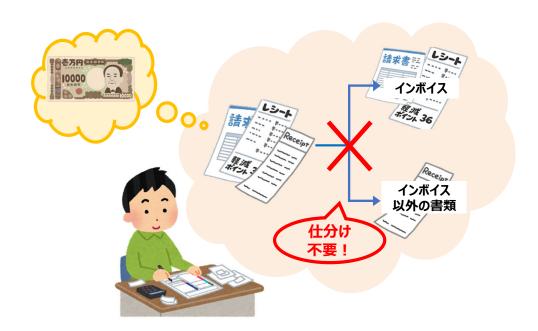
11-6-2 令第49条第1項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合」に該当するか否かは、一回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が3万円未満かどうかで判定するのであるから、課税仕入れに係る一商品ごとの税込金額等によるものではないことに留意する。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(案)

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずることとする。

【見直し案】

- 基準期間 (前々年・前々事業年度) における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみ**で**仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の90.7%が対象となりうる(約815万者のうち約740万者)。

また、**現状の課税事業者**のみを対象としても、**76.1%**が対象となる(約320万者のうち約242万者)。

(備考) 令和2年度国税庁統計年報(法人税・消費税)、平成27年国勢調査(総務省)等に基づき推計